

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 28 年 11 月 24 日（木）

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 56 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	平 良 眞 一
委員	島 勝 政
委員	我 如 古 盛 英

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 眞 進
委員	上 地 安 之
委員	伊 波 一 男

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（1名）

委員	桃 原 功
----	-------

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（3名）

局長	宮 城 光 徳
議事係長	中 村 誠

課 長	多 和 田 眞 満
-----	-----------

○ 協議案件

1. 第 401 回 臨時会の運営について
2. 「鶴保庸介沖縄・北方担当大臣の土人発言を差別語として認めないことへの抗議決議」の取り扱いについて
3. 議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取り扱いについて

議会運営委員会（要旨）

平成 28 年 11 月 24 日（木）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 10 時 00 分）

○宮城司 委員長 本日は、桃原功委員が欠席となっている。

○平良眞一 委員 欠席の理由は何か。

○議会事務局 11 月 22 日に本人から直接連絡を受けているが、理由については把握していない。

○平良眞一 委員 本日の議題の提案者であり、確認すべきではないか。

○宮城司 委員長 休憩いたします。 （午前 10 時 01 分）

○宮城司 委員長 再開いたします。 （午前 10 時 07 分）

【協議事項】

第 401 回 臨時会の運営について

○宮城司 委員長 本臨時会への上程案件は、補正予算 1 件、条例 2 件の 3 件であり、本 3 件については、従来どおり委員会付託を省略して進めることとしてよいか。

（異議なし）

○宮城司 委員長 次に、会期は 11 月 25 日の 1 日間とすることとしてよいか。

（異議なし）

【協議結果】

第 401 回臨時会の運営については、以下のとおり決定（全会一致）した。

① 委員会付託省略案件：全案件

② 会期：11 月 25 日（金）1 日間

【協議事項】

「鶴保庸介沖縄・北方担当大臣の土人発言を差別語として認めないことへの抗議決議」の取り扱いについて

- 宮城司 委員長 本件については、提案者が欠席のため、議会運営委員会では取り扱わないこととしてよいか。
(異議なし)

【協議結果】

本件については、取り扱わないことに決定する。

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取り扱いについて

- 宮城司 委員長 10月18日の議会運営委員会で継続協議とした、2件の市民意見について、まず「本会議の予定など、市民が早めに把握できるよう広報の取り組みをお願いしたい」という意見について、協議していただきたい。
(議会事務局より、各市の広報活動について資料に基づき説明する)
- 我如古盛英 委員 石垣市の「未実施」とはどういうことか。
- 議会事務局 事前ではなく本会議での会期決定後に広報しているとのことである。
- 上地安之 委員 名護市は1カ月前に案の段階で広報しているが、会期は何日前に決定しているのか。
- 宮城司 委員長 把握しておらず、確認の上、報告したい。
- 上地安之 委員 本市では、これまで定例会の2日前に議会運営委員会が開催されているが、特段理由があるのか。変更しても問題がなければ、1週間前の開催でもよいのではないか。
- 議会事務局 当該経緯については把握していない。
- 宮城司 委員長 市長による招集告示が開会の7日前に行われ、その後、すぐに議会運営委員会が開催されるということか。
- 議会事務局 現実的には告示日の次の日になるものとする。
- 上地安之 委員 1週間あれば、市民への広報も十分に可能ではないか。
- 呉屋等 委員 陳情の提出期限は、「申し合わせ」により議会運営委員会の10日前となっているが、同委員会を早めるのであれば、陳情の提出期間が狭まらないように考慮すべきである。
- 議会事務局 陳情締切日の変更も可能である。
- 我如古盛英 委員 議会運営委員会を7日前に開催する場合、議会事務局として何ら問題はないか。
- 議会事務局 特に問題はない。

○伊波一男 委員 市民への早目の広報のため、開催日を早めてもよいのではないか。

○宮城司 委員長 告示日と同日に議会運営委員会の開催も可能か。

○議会事務局 通常、告示日に議案配付が行われており、議案受け取りから議会運営委員会までの期間がなくなることになり、議員において議案を精査する時間がなくなることが懸念される。議案説明会開催日の変更が可能であれば、クリアできる課題と考えている。

○大城政利 議長 議会運営委員会で申し合わせをして決定すれば、事務局はそれに応じて可能な体制を整える。2日前という根拠は把握していないが、7日前であれば市民への説明は明確に行えるのではないか。

○宮城司 委員長 大方の意見を踏まえ、議会運営委員会については告示日に合わせ定例会7日前に開催するということでよいか。

(異議なし)

○上地安之 委員 陳情の取り扱いは議会運営委員会において協議しなければならず、陳情の提出期限についても、開催日から逆算して設定する必要がある。

○呉屋等 委員 議会運営委員会が開会の7日前なので、陳情についても議会運営委員会から7日前としてはどうか。7日間あれば事務的な手続きも可能ではないか。

○宮城司 委員長 意見を踏まえ、陳情の提出期限は議会運営委員会の7日前とし、「申し合わせ事項」も同様に改めていくということによいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 本件については、いつから実施するか。

○伊波一男 委員 市民への周知も重要であり、区切りよく平成29年4月から実施してはどうか。

○上地安之 委員 次の議会の3月からでよいのではないか。

○宮城司 委員長 次回、3月定例会から実施する方向によいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 次に「議会に対する関心を深めるため、休日議会や夜間議会なども開催していただきたい」という意見について、協議していただきたい。

(議会事務局より、各市の実施状況について資料に基づき説明する)

○呉屋等 委員 まずは、経費などについて調査を行うべきではないか。可能であればすでに実施している北中城村議会を視察するのもよいと考える。

○宮城司 委員長 本件については、北中城村議会の視察も含め、引き続き調査を行うこととしてよいか。

(異議なし)

○宮城司 委員長 前回の委員会で呉屋委員から提案のあった「傍聴者に対するお茶

や茶菓子の提供について」「傍聴者へのアンケートの協力依頼について」、事務局より説明いただきたい。

- 議会事務局** 傍聴者に対するお茶や茶菓子の提供については、現行の予算内で対応が可能である。傍聴者へのアンケートの協力依頼については、すでに9月定例会より実施している。
- 呉屋等 委員** 本会議場への持ち込みの禁止は徹底していただき、あくまで休憩中に議場外でいただいてもらうという考えである。
- 大城政利 議長** 最近、傍聴席へ飲み物を持ち込んでいるケースが見受けられる。議場内で何かあると問題であり、持ち込み禁止となっていることから、入口付近でチェックするような体制も必要と考える。
- 呉屋等 委員** 他市の議会でも傍聴席付近には警備員や職員を配置している。可能であれば事務局職員により傍聴席付近での、ドアの開閉や退場命令時の対処なども含め、対応したほうがよいのではないか。
- 宮城司 委員長** 傍聴者へのお茶等の提供については、12月定例会から実施することとし、傍聴席付近への職員の配置については、議会事務局で検討することとしてよいか。

(異議なし)

(議会事務局より傍聴者アンケートの集約結果について説明する)

【協議結果】

市民意見への対応について、協議のとおり対応方針を決定する。

-
- 宮城司 委員長** 以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉会時刻 (午前10時56分)